

整備計画において確認すべき事項（計画者用） ※は特に留意すること。（要件に満たない場合は、審査の対象から除外）

I 事業主体の適格性	
※	1 既設法人等にあつては、指導監査の文書指摘事項の改善状況が適切であること。 また、特別監査を受けた法人等は、当該特別監査の指摘事項の改善が適切であることに加え、その改善された状況が継続されていること。 なお、法人等が社会福祉法等による指導監査を受けたことがない場合には、新設法人と同様とする。
	2 新設法人にあつては、理事長予定者、理事等予定者及び施設長（管理者）予定者が社会福祉関係等の実績があるなど、社会福祉事業等に参入するに十分な実績を有していること。 また、新設医療法人にあつては、医療法人設立認可基準に適合したものであること。
	3 基本理念、動機、運営方針及び施設長（管理者）の資質等が優れ、社会福祉事業等に熱意がある法人等であること。
II 施設整備の必要性	
	1 施設整備の内容、規模等が適切であり、効果が中長期的に見込めること。
	2 既存施設（事業所）、整備中の施設（事業所）の配置状況等を勘案すること。
	3 災害対策に資する改築にあつては、施設（事業所）・設備の老朽度等が進み、災害対策を進める上で緊急性の高い整備であること、又は、災害対策に資する目的が明確であること。
	4 耐震性の確保を図るための改築・大規模修繕にあつては、建設後、相当の年数が経過していること、又は施設（事業所）・設備の老朽度等が進み、緊急性の高い整備であること。
III 立地条件	
	1 当該施設（事業所）を整備するに十分な広さの敷地であること。
	2 計画地が整備の必要性の高い場所等であること。
	(1) 放課後児童健全育成事業にあつては、募集対象地区の児童の受入れが可能な整備であること。
	(2) 放課後児童健全育成事業にあつては、小学校から施設までの移動が容易なこと。
	(3) 障害者福祉施設等にあつては、災害対策上安全性が考えられた整備であること。
	3 計画地に接する道路幅員等が十分であること。
	4 周辺環境に優れた立地となっていること。
	(1) 障害者福祉施設等にあつては、計画地周辺に医療機関等（内科、外科（整形含む。））生活関連施設が整備されていること。
	(2) 児童福祉施設等にあつては、計画地周辺に医療機関等（小児科、外科（整形含む。））生活関連施設が整備されていること。
	(3) 災害等緊急時の避難所が近隣に確保されていること。
	5 交通の利便性に優れた立地となっていること。
	6 地すべり防止危険箇所等危険区域に準ずる危険性の有無。
※	(1) 地すべり防止危険箇所等危険区域に該当しないこと。
	(2) 洪水・津波・高潮浸水区域に該当する場合は、何らかの対策を講じるなど安全の確保を図ること。

Ⅳ 施設整備の実現性	
1	用地の確保がされていること。
	(1) 法人等に対する用地（若しくは建物）の寄附については、寄附予定者の意思が確実であること。
	(2) 法人等が用地（若しくは建物）を購入する場合、売却予定者等の意思が確実であること。
	(3) 法人等が用地（若しくは建物）を購入する場合、財源資金が確保されていること。
	ア 法人・個人寄附金による場合、寄附予定者の意思、能力が確実であること。
	イ 法人等内部留保等資金による場合、当該資金の残存が確実であること。
	(イ) 定期預金等で現に当該資金を保有していること。
	(イ) 運営費を充てる場合は、弾力運用の要件を満たしていること。
	ウ 借入金による場合、その元利償還資金が確保されていること。
	(ウ) 法人・個人寄附金による場合、寄附予定者の意思、能力が確実であること。
	(イ) 法人等内部留保等資金による場合、当該資金が確保されていること。
	(ウ) 運営費を充てる場合は、弾力運用の要件を満たしていること。
	(エ) 市中銀行等民間借入金は、融資が確実であること。
	(4) 借地は、地上権若しくは賃借権の設定が確実であること。
	(5) 用地に所有権以外の抵当権等の権利が設定されている場合、その抹消が確実であること。 （独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関及び、日本私立学校振興・共済事業団による抵当権設定を除く。）
	(6) 農地等に係る諸規制を満足させ、スケジュールどおりに整備ができること。
	(7) 工事・消防等の大型車輛の進入に必要な道路が確保されていること。
	(8) 進入路及び排水路が確保されていること。
	ア 地元住民の同意が得られていること。
	イ スケジュールどおりに整備することができること。
	(9) 既存建物の買収に要する費用は、補助の対象としないこと。
	(10) 既存施設等を借入する場合、貸主の意思等借入が確実であること。

2 整備自己資金の確保がされていること。	
(1) 法人・個人寄附金による場合、寄附予定者の意思、能力が確実であること。	
ア 贈与契約については、契約書の写し及び寄附予定者の印鑑登録証明書等により、意思が確実と認められること。	
イ 所得能力等については、所得証明書、納税証明書及び預貯金の残高証明書等により、確実と認められること。	
(ア) 個人が借入れして法人等に寄附する場合、当該個人の年間償還額（当該寄附金＋当該個人の他の借入に係る償還金）は、年間所得の4分の1を超えていないこと。	
(イ) 協力法人が償還金を寄附する場合、財務内容（過去2年間）に問題（欠損金）がないこと。	
ウ 新設法人の場合、法人認可後1週間以内に贈与されることとなっていること。	
(2) 法人等内部留保等資金による場合は会計処理上、積立金等に計上しているとともに、定期預金等で現に当該資金を保有していること。	
(3) 借入金による場合、その融資が確実であること。	
ア 独立行政法人福祉医療機構借入金及び、日本私立学校振興・共済事業団借入金の算定が適正であること。	
イ 市中銀行等民間借入金は、その融資が確実であること。	
(4) 借入金による場合、その元利償還財源が確保されていること。	
ア 法人・個人寄附金による場合、寄附予定者の意思、能力が確実であること。	
(ア) 個人寄附金による場合、所得証明書、納税証明書及び預貯金の残高証明書等により、年間の寄附額（既往借入の償還及び償還金寄附を兼ねている場合はそれを含む。）が課税所得の4分の1以内（その者の年間所得から年間寄附額を控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足りると認められる金額を上回っている額）と認められること。	
(イ) 協力法人が償還金を寄附する場合、財務内容に問題がないこと。	
(ウ) 後援会が償還金を寄附する場合、強制寄附となっていないこと。 （年間の償還金寄附額以上の収益があり、かつ寄附することについて会員の総意に基づいていること。）	
イ 法人等内部留保等資金による場合、当該資金が確保されていること。	
(ア) 新設法人の場合、償還開始当初から、民改費及び運用収入を充てる計画となっていないこと。 （新設法人は、民改費及び運用収入の充当は、償還開始より2年経過後から認められるものであること。）	
(イ) 障害者福祉施設等においては、居住費を償還財源としている場合、居住費の積算が適正であること。	
(ウ) 給付費及び支援費を償還財源としている場合、その見積もりが適正であること。	
(5) 整備資金計画に変更を要する事態となった場合に備え、整備自己資金の確保の代替策が適切であること。	
(6) 施設（事業所）開設までの運営資金が適正に見積もられ確保されていること。	

3	整備資金計画に妥当性があること。
	(1) 整備費は、同種施設（事業所）の過去数年度の1㎡当たり平均単価と比較し、過大見積もりとなっていないこと。
	(2) 国庫補助金又は国交付金等・中核市補助金の算定が適正であること。
	(3) 市単独補助金の算定が適正であること。
	(4) 民間団体の補助と重複していないこと。
	(5) リースによる設備整備となっていないこと。また、リースによる設備整備を補助の対象としないこと。
	(6) 既設法人が、移行時特別積立預金を保有していれば、総事業費から同預金を控除していること。
4	隣接地権者及び地元住民の同意が得られていること。 ※ 同意を得るための努力をしていない場合は審査対象外
	(1) 整備計画地地権者の意思が確実であること。
	(2) 整備計画地隣接地権者の同意が得られていること。
	(3) 自治会等の同意が得られていること。
	(4) 水利組合の同意が得られていること。
	(5) 土地改良区の同意が得られていること。
	(6) 現利用者及び家族等の同意が得られていること。
5	整備主体が社会福祉法人でない場合、施設（事業所）の設置に要する許可等の条件を満たす見込みがあること。
6	整備主体が新設社会福祉法人等の場合、法人設立に求められる諸条件を満たす見込みであること。
7	消防法等関係法令等に適合した建物であること。
	(1) 甲種防火戸、スプリンクラー設備、避難階段等防災面で必要な設備が確保されていること。
	(2) 合併浄化槽は、公共下水道供用済み以外の地区の設置となっていること。
8	スケジュールどおりに整備することができること。

V 入所者等の満足度	
1	耐火建築物若しくは準耐火建築物であること。
2	入所者等の利便性及び快適性に配慮した設計となっていること。
3	利用者や利用者家族等の駐車場が確保されていること。
4	日照、換気、採光及び安全面等に配慮した設計となっていること。
5	関係法令、通知等に基づき、廊下の幅、居室の広さ等が確保されていること。
6	関係法令、通知等に基づき、必要な設備が確保されていること。
7	社会福祉施設にあっては、木材の活用が図られていること。
8	危機管理（事故防止、災害対策、感染症等）に係る取組が、適切に見込まれていること。
9	権利擁護（虐待防止、苦情等）に係る取組が、適切に見込まれていること。
10	保育所、認定子ども園にあっては、特別保育を実施するなど、特色ある施設運営に係る取組が、適切に見込まれていること。
11	放課後児童健全育成事業にあっては、車による送迎サービスを実施するなど、特色ある施設運営に係る取組が、適切に見込まれていること。
VI 施設運営の安定性	
1	施設（事業所）開設当初の運転資金が確保されていること。
※	(1) 既設法人等にあっては、施設整備を行っても、新設施設（事業所）及び既存施設（事業所）の運営に支障が生じないよう事業費1か月分以上の運転資金が確保されていること。（ただし、大規模修繕を除く。）
※	(2) 新設法人にあっては、運転資金として、事業費1か月分以上に相当する現金、預金等が確保されていること。（ただし、大規模修繕を除く。）
	(3) 寄附予定者の意思、能力が確実であること。
2	地域住民、ボランティア、園児、学童等との交流など地域に密着した運営が見込めること。
3	地域に密着した運営について、放課後児童健全育成事業にあっては小学校・保育所・幼稚園等との連携、情報交換等を見込めること。
4	職員の意欲及び資質向上並びに待遇改善等の取組が考慮されていること。
5	施設（事業所）を円滑に運営するための職員の配置・採用・研修計画等となっていること。
	(1) 施設長（管理者）予定者は、施設（事業所）開設時までに関係通知に定める資格を有していること。
	(2) 職員の確保の見込みがあること。
	(3) 資格を要する職種の職員の確保の見込みがあること。
	(4) 中核処遇職員の確保の見込みがあること。
	(5) 職員の開設前の研修計画を立てていること。
6	待機者の状況、既存施設（事業所）の配置状況等から見て定員を満たす見込みがあること。
7	借地（借家等）の場合、賃借料は法人が長期間安定的に支払いすることができる低額のものであること。
8	障害者福祉施設等の積算は適正であること。
9	放課後児童健全育成事業の利用料の積算は適正であること。
10	障害者福祉施設等にあっては、協力医療機関等を定めていること。